

退職後の健康保険加入の手続きについて

退職後の健康保険加入には**3つの選択肢**があります。加入条件や保険料等を比較して、いずれかの健康保険の加入手続きをしてください。

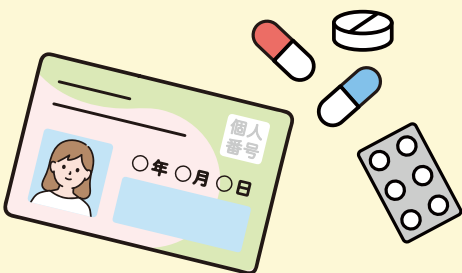
加入先	手続き先	加入条件	保険料
<p>1</p>  <p>協会けんぽの任意継続に加入の場合</p>	<p>お住いの都道府県の協会けんぽ支部</p>	<p>退職日までに加入期間が継続して2か月以上あること</p> <p>※退職日の翌日から20日以内に届出が必要</p>	<p>退職前の保険料額の2倍</p> <p>※金額に上限あり</p> <p>※退職前と現在お住いの協会けんぽ支部により異なる場合あり</p>
<p>2</p>  <p>国民健康保険に加入の場合</p>	<p>お住いの市区町村の国民健康保険の担当課</p>	<p>国民健康保険の担当課にご確認ください</p>	<p>加入世帯の人数や前年所得から決定</p> <p>※退職理由により保険料が軽減される場合あり</p>
<p>3</p>  <p>ご家族の健康保険に(被扶養者)加入の場合</p>	<p>ご家族の勤務先</p>	<p>収入等の要件がありますので、ご家族の勤務先にご確認ください</p>	<p>保険料負担なし</p>

便利!

マイナンバーカードが保険証として利用できます。

退職や転職
しても
ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、退職や転職の際にも、保険証の発行を待たずにカードで受診できます。
(医療保険者への加入の届出は引き続き必要です)



詳しくはこちらから



お申込みはこちらから

iPhone



Android

